

南浜小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
～いじめ防止対策推進法より～

2 いじめの防止等に向けた方針

【いじめは深刻な人権侵害であるという認識の下、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。】

【自立性と社会性をはぐむ生徒指導の推進】

- ・ 全教育活動を通して「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から意図的、計画的に取り組む。

【児童に育てたい社会性】

- ・ 自己有用感
- ・ 人間関係づくりの能力
- ・ 規範意識
- ・ 困難に対して、他者と協力しながら問題を解決する意欲や態度

◎ 未然防止に向けて <いじめを生まない学校づくり>

いじめを生まない人間関係・学校風土づくりを目指し、児童一人一人の成長を促す学習指導・生徒指導に、意図的・計画的に取り組む。

- ① 全職員で全児童を育てる校内体制づくり
 - ・ 日頃より情報交換・共有を密にし、組織的に取り組む体制づくり
 - ・ 児童理解を多面的に丁寧に行い、一人一人の児童と教職員の信頼関係づくりに努める
- ② 学習ルールの徹底と「わかる授業・できる授業」の実践
 - ・ 学習ルールの見える化と関わり合って学ぶ授業の推進（日々の積み重ね、授業での継続）
- ③ 計画的・継続的な人間関係づくり
 - ・ 学年活動、縦割り班活動、児童会活動等の充実
- ④ いじめを題材とした道徳科の授業実践と道徳教育や体験活動の充実
- ⑤ 職員研修の充実と中学校や地域、関係機関との連携

◎ 早期発見に向けて

児童の様子を多面的に捉え、いじめにつながりそうな問題行動に対して積極的、組織的に対応し、児童と共に解決を図る。

- ① 教職員間での情報交換・情報共有で、児童の行動を注視する
- ② 学校生活アンケート（困っていることアンケート）や教育相談等で、児童の声に耳を傾ける
- ③ いじめ、児童理解、カウンセリング等の研修会
- ④ 情報モラル教育の充実に向けた研修会や事例研修会の実施
- ⑤ 子どもを語る会
- ⑥ 保護者の協力体制の構築（連絡帳、電話、家庭訪問、個人懇談会、PTA懇談会）
- ⑦ 関係団体との連携
- ⑧ 学校間連携の充実（情報交換・情報共有）

◎ 早期解決に向けて

いじめやその予兆を認知したときは、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な指導や支援を行い、関係する児童や保護者が納得できるような解決を目指す。

- ① 関係児童や保護者等に、詳細な事実確認を行う。
- ② 担任が一人で抱え込むことがないように、「校内いじめ対応ミーティング」を中心に全校体制で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、関係者に説明責任を果たす。
- ④ 関係した児童の心の教育や保護者との継続した連携を行う。
- ⑤ 一応の解決をみた後も、相当期間は、注意深く児童を見守る。
- ⑥ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- ⑦ 重大事案に発展しそうなおそれがあると校長が判断した場合は、予め教育委員会に報告し、対応について協議する。

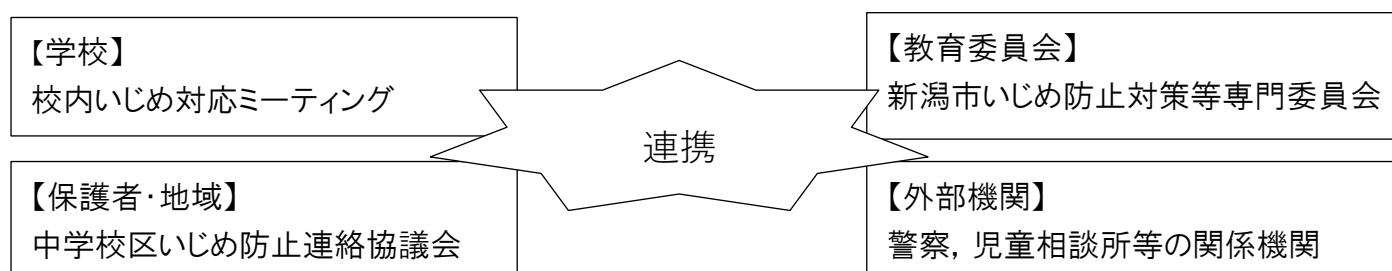
3 いじめ対策の組織

「いじめ対策委員会」

【校長，教頭，教務主任，養護教諭，学級担任，生活指導主任，特別支援主任 他】

※ 事例によっては，PTA役員，保護者，地域関係者にも加わっていただく。

4 いじめに対する措置



※ 解決に向けて連携する。

【いじめを発見してから 基本的な対応】

- (1) 校内いじめ対応ミーティングを開き，チームを編成する。（含 管理職）
- (2) 今後の対応方針と役割分担を明確にする。
- (3) 該当児童に個別に話を聞く。 ※記録を取る。書きなぐりでもよい。
- (4) 空き時間等の職員で手分けをして，事情を知っている児童に話を聞く。
- (5) 児童の話を合わせて，話の一致しないところを確認する。
※ 一致した項目と一致しない項目を明確に峻別する。
- (6) 案件によっては，不安になっている児童がいないか聞き取る。
- (7) チームで集まり，保護者への連絡方法を含め「すぐに行うべき取組」と「中・長期的な取組（再発防止策）」を決め，実行する。

(1) いじめの通報があった場合 または，児童がいじめを受けていると思われた場合

- ・ 早急に事実確認を行う。（関係児童，教職員にアンケートや聞き取り等）
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかわる情報の収集と記録をする。正確を期すため，複数の職員が同席して聞き取りを行う。

- ・ 聞き取り等で分かった事実について、情報を共有し問題の解決に向けた具体的な方策の検討を行う。
- ・ 保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(2) いじめがあったことが確認された場合

いじめの解決、その再発防止のため以下のことを行う。

- ・ いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- ・ いじめにかかわる事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- ・ 被害児童の保護者には、できるだけ早く事実と学校の対応を知らせる。
- ・ 加害児童の保護者には、学校での指導が一通り済んだ段階で事の概要と指導の経過を説明する。社会のルールに照らして、指導すべきことは毅然とした態度で指導に当たる方針について理解と協力を得る。
- ・ いじめを受けた児童はもちろん、いじめを行った児童に対しても、その心情に充分寄り添って、十分に話を聞き、継続的に指導、支援する。

5 年間計画

――いじめと人権に関する道徳授業を各1回ずつ実施する。

- ・ 「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」(道徳)を年4回ずつ実施する。

	具体的な取組	行事	児童会	年間を通じて
4月	子どもを語る会		一年生を迎える会	・ 学習ルール of 徹底 ・ わかる授業・できる授業の実施 ・ 情報モラル教育の推進 ・ 道徳授業の実施 ・ 人権教育の実施 ・ 特別活動の充実 ⇒ 学習指導部、道徳教育部、人権教育部、特別活動部、情報教育部等と連携
5月	教育相談	あおぞら遠足 運動会		
6月	小中連携いじめ防止委員会 困ったことアンケート教育相談			
7月		個人懇談		
8月	研修会(いじめ)			
9月				
10月	困ったことアンケート 教育相談	学びの発表会		
11月			あおぞら祭り	
12月		個人懇談		
1月				
2月	困ったことアンケート 教育相談			
3月		卒業式	六年生に感謝を 伝える会	

令和6年4月1日 一部改訂